

食生活改善教室生募集!

健康福祉課健康づくり推進室(うみハピネス内)
TEL 933-0777

健康的な食生活や生活習慣病の予防について学ぶことを目的として食生活改善教室を開催しますのでぜひご参加ください。

- 内容 ・調理実習
・健康づくり、食生活に関する講義
- 日程 9月～平成24年2月 第2、4火曜日
※祝日等で変更あり。全12回の予定。
- 対象者 宇美町在住の方
※4月1日現在で18歳以上の方。
- 定員 20人(開催期間を通して参加できる方)
- 場所 うみハピネス
- 年間受講料 500円
- 託児 有り ※就学前まで。定員あり。
- 申し込み期間 8月1日(月)～9月2日(金)
※定員になり次第締め切ります。

人事異動のお知らせ

総務課総務係 TEL 932-1111

- 昇格(7月1日付)
【子育て支援課】主幹 原田和幸(健康福祉課子育て支援係長)
- 異動(7月1日付)
【総務課】管財担当課長 神武英信(総務課消防防災犯担当課長)▽日高祥一郎(建設課)【共働のまちづくり課】共働のまちづくり課長 梅野朋紀(政策経営課契約・管財担当課長)▽毛利周子(総務課)【子育て支援課】子育て支援課長 成瀬正雄(地域振興課長)【産業振興課】産業振興課長 大塚一幸(総務課付課長職)【都市整備課】都市整備課長 高場英信(建設課長)▽副課長 一木孝敏(上下水道課長補佐)▽新村孝次(政策経営課)

児童扶養手当現況届の提出を 忘れずにお願いします!

子育て支援課子育て支援係 TEL 934-2250

現在、児童扶養手当の受給資格のある方(所得制限等により手当の支給を受けていない場合も含む)は、一年に一度現況届の手続きが必要です。これは、受給者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育の状況を確認するための届出です。この届を提出しないと、引き続き受給資格があっても8月分以降の手当の支給を受けることができなくなりますので必ず提出してください。対象者の方には、お知らせ通知を7月下旬に送付します。なお、「一部支給停止適用除外事由届出」に該当する方には、7月上旬に通知書を送付しています。

○受付期間 8月1日(月)～8月31日(水)
8時半～17時15分(土・日祝日を除く)
※8月15日は夜間窓口の日のため20時まで受付します。

8月1日から指定医療機関での 「特定健診」が始まります

健康福祉課健康づくり推進室(うみハピネス内)
TEL 933-0777

- 対象 宇美町国民健康保険加入者
- 受診期間 8月～12月
- 受診料 800円
- ※医療機関の指定する日での受診となります。
※肝炎ウイルス検査、がん検診は受診できません。
※申し込み後に宇美町国民健康保険の資格を喪失した場合は受診することはできません。
受診を希望される方は専用の申し込みハガキに必要事項を記入のうえ、お申し込みください。
平成23年4月1日時点で宇美町国民健康保険加入者には2月下旬に住民課より郵送されています。お持ちでない方は、住民課または健康づくり推進室までお問い合わせください。

「国民健康保険高齢受給者証」 更新のお知らせ

住民課国保年金係 TEL 934-2241

宇美町国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方に交付している国民健康保険高齢受給者証の有効期限が7月31日までとなっていますので、新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。

8月以降の一部負担金の割合は、平成22年中の収入で決定します。

なお、現役並み所得者以外の方の一部負担金の割合は、軽減特例措置により平成24年3月31日まで1割に据え置かれます。

重度障害者医療証の更新手続き について

住民課国保年金係 TEL 934-2241

現在交付中の重度障害者医療証の有効期限は、平成23年9月30日です。更新の案内文書については、8月に医療証をお持ちの方へ通知発送いたしますので、お手続きもれのないようご注意ください。

- 受付期間 8月1日(月)～8月31日(水)
8時半～17時15分(土・日祝日を除く)
- ※郵便受付可能な方には返信用封筒を同封します。
- 持参するもの
障害者手帳、保険証、医療証、印鑑、平成23年1月2日以降転入された方は、同居する方全員分の前住所地発行の平成23年度(平成22年分)所得証明書

年金定期便相談を行います

住民課国保年金係 TEL 934-2241

年金定期便が届いた方を対象に相談窓口を開設します。相談は年金事務所に委託を受けた社会保険労務士が対応しますので、お気軽にお越しください。

- 持参するもの
年金定期便、年金手帳、厚生年金の記録に疑義がある場合は当時の給与明細等、代理の方がご相談される時は、「委任状」と代理の方の身分証明書
- 日時 8月9日(火)9時～12時、13時～17時
- 場所 役場1階多目的ホール

国民健康保険「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」申請のお知らせ

住民課国保年金係 TEL 934-2241

医療機関に入院する際、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を提示すると、窓口負担が限度額までとなります(住民税非課税世帯は入院時の食事代も減額されます)。認定証の有効期限は申請した月の初日から7月31日までとなります。

現在認定証をお持ちの方で、8月以降引き続き認定証が必要な方は、8月中旬に更新手続きにお越しください。

- 対象者
宇美町国民健康保険加入者で入院予定のある
①69歳以下の方
②70歳～74歳の住民税非課税世帯の方
- 申請に必要なもの
国民健康保険証、印鑑、入院日数がわかるもの(住民税非課税世帯の方で過去1年間に91日以上入院がある場合のみ)、所得証明書(平成23年1月2日以降宇美町に転入の方のみ)

ひとり親医療証の更新手続きについて

現在交付中のひとり親医療証の有効期限は、平成23年9月30日です。更新の案内文書については、児童扶養手当受給中の方は現況届のお知らせ通知に案内を同封し、それ以外の方には別途通知いたしますので、お手続きもれのないようご注意ください。

なお、児童扶養手当受給中の方は現況届と同時に医療証の更新手続きができます。

- 受付期間 8月1日(月)～8月31日(水)
8時半～17時15分(土・日祝日を除く)
※8月15日は夜間窓口の日のため20時まで受付します。
- 持参するもの
戸籍謄本、保険証、医療証、印鑑、平成23年1月2日以降転入された方は、前住所地発行の平成23年度(平成22年分)所得証明書、年金受給中の方は受給者全員分の年金証書

敬老祝金支給事業について 健康福祉課介護高齢者支援係 TEL 934-2243

老人の日・老人週間に敬老の意を表すため、行政区の協力により敬老祝金支給事業を行ないます。支給対象者及び支給額は次のとおりです。 ※平成23年9月1日現在町内に住民登録・外国人登録のある方

対象者生年月日	支給額
70歳	金1万円
77歳	
80歳	
88歳	
90歳	
99歳	金2万円
100歳以上	

台風から落雷やアンテナ不要

7月以降もアナログテレビの買い換えが不要!

ケーブルステーション福岡

にカンタンおまかせ

地デジ月額700円+コミュニティ情報チャンネル+固定電話月額1,290円=月額1,990円
(735円税込) (1354.5円税込) (2089.5円税込)

アンテナ不要+全てのテレビメンテナンスおまかせで安心

ケーブルステーション福岡なら
アナログテレビでもOK!

ご自宅の2台目は大丈夫?

au ケータイなら
ケーブルプラス電話 月額1,330円
(1396.5円税込)

SoftBank ケータイなら
ケーブルライオン 月額1,290円
(1354.5円税込)

24時間ケータイ電話と無料通話
※KDDIソフトバンク・au・docomo
※NTTへの無料通話となります。

月額300円～
(318円税込)

ケーブルTV インターネット 固定電話

http://www.csf.ne.jp/

お問い合わせは TEL.092-587-1800